住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令（平成十四年総務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（法別表第一の総務省令で定める事務） **第一条**　［略］ ［2～34　略］ 35　法別表第一の二十四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一・二　略］ 三　電気通信事業法第十六条第一項若しくは第三項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査 四　電気通信事業法第十七条第二項の届出の受理又はその届出に係る事実についての審査 五　［略］ 六　［略］ 七　［略］ 八　電気通信事業法第七十三条の二第一項から第三項までの届出の受理又はその届出に係る事実についての審査 九　［略］ 十　［略］ ［36～41　略］ 42　法別表第一の三十の二の項の総務省令で定める事務は、恩赦法施行規則（昭和二十二年司法省令第七十八号）第一条の二第一項若しくは第二項又は第三条第一項若しくは第二項の上申の対象となるべき者又はその者の家族その他の関係人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。 43　法別表第一の三十の三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 一　更生保護法（平成十九年法律第八十八号）第二十五条第一項又は第三十六条第一項（同法第三十九条第五項、第四十二条及び第四十七条の三において準用する場合を含む。）の調査の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認 二　更生保護法第三十八条第一項の意見等の聴取の申出の受理、その申出に係る事実についての審査又はその申出に対する応答 三　保護観察対象者又はその者の家族その他の関係人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認 四　更生保護法第六十五条第一項の心情等の聴取の申出の受理、その申出に係る事実についての審査又はその申出に対する応答 五　更生保護法第六十五条第二項の心情等の伝達の申出の受理、その申出に係る事実についての審査又はその申出に対する応答 六　更生保護法第八十二条第一項の生活環境の調整の実施の対象となる者又はその者の家族その他の関係人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認 七　更生保護法第八十二条第三項の調査の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認	（法別表第一の総務省令で定める事務） **第一条**　［同上］ ［2～34　同上］ 35　法別表第一の二十四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一・二　同上］ ［新設］ ［新設］ 三　［同上］ 四　［同上］ 五　［同上］ ［新設］ 六　［同上］ 七　［同上］ ［36～41　同上］ ［新設］ ［新設］